

身体的拘束最小化のための基本指針

本指針は、富士宮市立病院（以下「当院」という）において、患者さんの尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急・やむを得ない場合を除き、身体的拘束をしない診療・看護の提供に努めることを目的とする。

1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

当院の理念に基づき、患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体的拘束をしない診療・看護の提供に努める。

（１） 身体的拘束禁止の基準

医療サービス提供にあたって、患者の生命または身体を保護するため、緊急・やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他患者の行動を制限する行為を禁止する。

（２） 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

患者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で、身体的拘束をしないケアの提供を行うことを原則とする。例外的に以下の３つの要件の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うこととする。

①切迫性：患者本人・他の患者等の生命または、身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと。

②非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※上記３つの要件については、医師・看護師を含む多職種で検討し、医師が指示を出し、患者・家族へ説明と同意を得て行うことを原則とする。

（３） 身体的拘束を行う場合は、当院の「身体抑制マニュアル」に準ずる。

2. 身体的拘束禁止に取り組む姿勢

（１） 患者等が問題行動に至った経緯をアセスメントし、問題行動の背景を理解する。

（２） 身体的拘束をすぐに行う必要があるのかを複数名で評価し、身体的拘束をしなくてもよい対応を検討する。

（３） 多職種によるカンファレンスを実施し、身体的拘束の必要性や患者に適した用具であるか等を評価する。

（４） 身体的拘束は一時的に行うものであり、期間を定めアセスメントを行い、身体的拘束解除に向けて取り組む。

（５） 身体的拘束を行う必要性を生じないために、日常的に以下のことに取り組む。

① 患者主体の行動、尊厳を尊重する

② 言葉や対応などで、患者の精神的な自由を妨げない

③ 患者の思いをくみとり、患者の意向に沿った医療・ケアを提供し、多職種協働で患者に応じた丁寧な対応に努める

④ 身体的拘束を誘発する原因の特定と除去に努める

⑤ 薬物療法・非薬物療法による認知症ケアやせん妄予防により、患者の危険行動を予防する

- (6) 身体的拘束には該当しない患者の身体または衣類に触れない用具であっても、患者の自由な行動を制限することを意図とした使用は最小限とする。
- (7) 薬剤による行動制限は、身体的拘束には該当しないが、患者・家族等に説明を行い、同意を得て使用する。
 - ① 生命維持装置装着中や検査等、薬剤による鎮痛を行う場合は、鎮静薬の必要性和効果を評価し、必要な深度を超えないよう、適性量の薬剤使用とする
 - ② 行動を落ち着かせるために向精神薬等を使用する場合は、主治医・薬剤師と共同で患者に不利益が生じない量を使用する

3. 身体的拘束最小化のための体制

院内に身体的拘束最小化対策に係る「身体的拘束最小化部会」（以下「部会」という）を設置する

(1) 部会の構成

部会は診療部・看護部・薬剤部・リハビリテーション科・医事課（事務局）・医療安全管理室をもって構成する。

(2) 部会の役割

- ① 身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知・徹底する
- ② 身体的拘束実施事例の最小化に向けた医療・ケアを提供する
- ③ 定期的に本指針・マニュアルを見直し、職員へ周知し活用する
- ④ 身体的拘束最小化のための職員研修を開催し記録する

4. やむを得ず身体的拘束を行う場合（緊急時の対応、注意事項）

患者本人・他の患者の生命または、身体を保護するための措置として、緊急時やむを得ず、身体的拘束を行う場合、当院医療事故防止対策マニュアルの「身体抑制マニュアル」に則り、実施する。

5. 身体的拘束最小化のための研修

医療・ケアに携わる職員に対して、身体的拘束最小化のための研修を実施する

- (1) 定期的な教育研修（年1回）実施
- (2) その他、必要な教育・研修および実施内容の記録

6. この指針の閲覧について

当院での身体的拘束最小化のための指針は、院内にて閲覧できるようにすると共に、当院のホームページにも公表し、いつでも患者および家族が自由に閲覧できるものとする。

7. 多職種による安全な身体的拘束の実施および解除に向けた活動

患者が身体的拘束を行わざるを得ない状態である要因によっては、患者の病状および、全身状態の安定を図ることが、安全な身体的拘束の実施・早期解除に繋がる。各職種は、身体的拘束における各々の役割を意識して解除に向けた活動を行う。